

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成29年 9月29日																																				
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区塩小路通堀川東入南不動堂町801番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) オムロン株式会社 代表取締役社長 山田 義仁 電話 075 -344 -7000																																			
主たる業種 その他産業機器の製造業	細分類番号 2 9 2 9																																			
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号																																			
計画期間 平成29年4月から平成32年3月まで																																				
基本方針 私たちは、オムロングループの企業理念に基づき、地球環境に貢献する商品・サービスの提供と、すべての経営資源を最大限、有効に活用することにより、グローバルで持続可能な社会の実現に貢献していきます。																																				
計画を推進するための体制 統括環境管理責任者のリーダーシップの元、オムロングループの環境目標の一つとして温暖化対策を推進する。																																				
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガスの排出の量</th> <th>基準年度 (26~28)年度</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>7,608.6 トン</td> <td>6,963.7 トン</td> <td>6,756.6 トン</td> <td>6,552.7 トン</td> <td>-11.2 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>7,359.6 トン</td> <td>6,956.7 トン</td> <td>6,749.6 トン</td> <td>6,545.7 トン</td> <td>-8.3 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	事業活動に伴う排出の量	7,608.6 トン	6,963.7 トン	6,756.6 トン	6,552.7 トン	-11.2 パーセント	評価の対象となる排出の量	7,359.6 トン	6,956.7 トン	6,749.6 トン	6,545.7 トン	-8.3 パーセント																	
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率																														
事業活動に伴う排出の量	7,608.6 トン	6,963.7 トン	6,756.6 トン	6,552.7 トン	-11.2 パーセント																															
評価の対象となる排出の量	7,359.6 トン	6,956.7 トン	6,749.6 トン	6,545.7 トン	-8.3 パーセント																															
目標の根拠 京都事業所は維持、京阪奈イノベーションセンタは-3%、綾部事業所は-5%を目標に実施																																				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の用に供する建築物の用途</th> <th>原単位の指標</th> <th>基準年度 (28)年度</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事務所</td> <td>事業活動に伴う排出の量 (延床面積/100)</td> <td>7.39</td> <td>6.76</td> <td>6.56</td> <td>6.36</td> <td>-11.23 パーセント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業活動に伴う排出の量 ()</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/100)	7.39	6.76	6.56	6.36	-11.23 パーセント		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント														
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率																													
事務所	事業活動に伴う排出の量 (延床面積/100)	7.39	6.76	6.56	6.36	-11.23 パーセント																														
	事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント																														
原単位の指標及び目標の根拠 設備更新による削減効果より設定。																																				
重点的に実施する取組の実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度 (28)年度</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125.0 パーセント</td> <td>125.0 パーセント</td> <td>125.0 パーセント</td> <td>125.0 パーセント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント																										
基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考																																
125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント																																	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度 温水2次ポンプ更新及びINV化、ボイラから個別給湯方式へ変更																																			
	(30)年度 高効率ターボ冷凍機導入(計画段階につき変更可能性あり)																																			
	(31)年度 コージェネ設備改修(計画段階につき変更可能性あり)																																			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容 京都事業所は車通勤を認めていない。 京阪奈イノベーションセンタ、綾部事業所は自動車通勤を認めている。 上記の措置を採用する理由 京阪奈イノベーションセンタ、綾部事業所は立地場所、交通事情により車通勤が必要。																																			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1年度 (29)年度</th> <th>第2年度 (30)年度</th> <th>第3年度 (31)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林の保全及び整備によるもの</td> <td>7.0 トン</td> <td>7.0 トン</td> <td>7.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府内産の木材の利用によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーン電力証書等の購入によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>7.0 トン</td> <td>7.0 トン</td> <td>7.0 トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	森林の保全及び整備によるもの	7.0 トン	7.0 トン	7.0 トン		府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン		再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン		グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン		合 計	7.0 トン	7.0 トン	7.0 トン	
	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考																															
	森林の保全及び整備によるもの	7.0 トン	7.0 トン	7.0 トン																																
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン																																
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン																																
グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン																																	
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン																																	
合 計	7.0 トン	7.0 トン	7.0 トン																																	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動 京都事業所では長刀坂国有林の森林整備を実施している。 京阪奈では大正池グリーンパーク内の保安林の保全活動を実施している。																																				
特記事項																																				

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。